

令和6年度春日井市介護認定審査会連絡会議事録

1 開催日時 令和6年7月29日（月）午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所 春日井市役所 6階研修室

3 出席者

(1) 委員 春日井市介護認定審査会委員 28名（別紙名簿のとおり）

(2) 事務局 健康福祉部介護・高齢福祉課

課長 西川 和範

課長補佐 鵜飼 日出美

担当主査 各務 有美

主任 川本 しのぶ

看護師 森田 千裕

保健師 伊藤 礼奈

4 傍聴者 1名

5 議題

(1) 春日井市の要介護認定の状況及び春日井市審査会審査判定等実施状況について

(2) 春日井市介護認定審査会における審査判定の平準化に関するアンケート結果について

(3) がん末期事例の審査判定に係る考え方について 意見交換

(4) その他 連絡事項

6 会議資料

(1) 令和6年度春日井市介護認定審査会連絡会議次第

- (2) 資料 1 要介護認定の現状及び審査会判定結果について
- (3) 資料 2 介護認定審査会に関するアンケート実施結果
- (4) 資料 3 事例検討用資料
- (5) 資料 4 事例検討結果
- (6) 資料 5 春日井市介護認定審査会における審査判定について
- (7) 資料 6 アンケート質問への回答
- (8) 参考資料 がん等の方に対する速やかな介護サービスの提供について
- (9) 春日井市介護認定審査会連絡会議要綱

7 内容

- (1) 介護・高齢福祉課長あいさつ

- (2) 会議の公開及び議事録の作成方法

春日井市附属機関等の公開に関する基準に基づき公開することとした。
議事録については要点筆記とし、その確認手続き及び署名については、
会長及び職務代理者が行うこととした。

- (3) 議長について

春日井市介護認定審査会連絡会議要綱第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に
基づき議長は松原会長とした。

- (4) 議事

議事 1 春日井市の要介護認定の状況及び春日井市審査会審査判定等 実施状況について

【議長】

春日井市の要介護認定状況及び介護認定審査会審査判定等実施状況
について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

春日井市の要介護認定の状況及び春日井市審査会審査判定等実施状況
について（資料 1）説明

議事 2 春日井市介護認定審査会における審査判定の平準化に関するアンケート結果について

【議長】

春日井市介護認定審査会における審査判定の平準化に関するアンケート結果について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

春日井市介護認定審査会における審査判定の平準化に関するアンケート結果について（資料 2）説明

議事 3 がん末期事例の審査判定に係る考え方について 意見交換

【議長】

がん末期事例の審査判定に係る考え方について、事務局からの説明をお願いします。

【事務局】

事例検討用資料（資料 3）、事例検討結果（資料 4）について説明

【議長】

前期の審査会にて審査した結果について各合議体より発表をお願いします。

【村井委員】

第 1 合議体の二次判定結果は要介護 2、有効期間 6 か月と判定。重度変更の理由として麻薬の内服、ステロイドの点滴を行っており、腹水・下肢の浮腫がある。主治医意見書 1（2）・1（3）の全身衰弱傾向。今後ますます A D L 低下する可能性が高いとの記載内容あり。調査日は 1 か月前であり調査日より悪化している可能性もあることから判断した。状態の不安定さがあるため有効期間 6 か月とした。

【梶田委員】

第 2 合議体の二次判定結果は要介護 1、心身が不安定な状態により有効期間 6 か月と判定。

理由として、半年以内に要介護2以上になるだろうと予測はできる。両下肢の浮腫、痛み、がん性疼痛があるが、調査票1群、2群ともほぼ自立している。要介護認定等基準時間も43分で、枠の真ん中であり、介護度を上げる手間はないと判断。また、主治医意見書より、不安定、がん末期、全身状態不良、IVH在宅で行っており、衰弱する可能性高く、半年後には、今より状態が悪いと考え、骨転移、腹水、浮腫などの情報から、心身が不安定な状態であると、全員一致で判断した。

【荒川委員】

第3合議体の二次判定結果は要介護2、有効期間12か月と判定。重度変更の理由として、がん末期であり、特記事項1-7体調不良時、杖使用。今後、移動等に支援が必要になってくる。1-10入浴、洗身の際に夫が見守り、6-1点滴等医療的ケアが多く、複雑な管理になる。6-8麻薬系内服薬を使用しており、その管理に手間がある。7-1腹水貯留、骨転移もあり、今後進行していく。主治医意見書1(3)2行目、5の内容から今後、介護の手間が増えていくと考えられることから判断した。原則の有効期間は短すぎ、状態が変われば変更申請で良いと考えたため有効期間12か月とした。

【青木委員】

第4合議体の二次判定結果は要介護2、有効期間12か月と判定。重度変更の理由として、特記事項1-7体調不良時の状況、1-10入浴に夫の見守りがある。2-2夫の付き添い、5-6簡単な調理をやれないとき、夫が行う。の部分に介護の手間がある。腹水、浮腫で長く歩けないため、介助が必要になる。6-8今すでにごん性疼痛のコントロールが入っている。意見書の1(3)の記載内容から判断した。過ごしやすさや使いやすさを考え有効期間12か月とした。

【小田委員】

第5合議体の二次判定結果は要介護2、有効月数6か月と判定。重度変更の理由として、特記事項6-8麻薬使用中であり、経口摂取が進んでいないためこのまま内服の継続とは思えない。栄養確保としてIVHを毎日やらなければいけないとすると、毎日の訪問看護は必須であり、点滴ラインがある状態となり、介護する側は移動等気をつけて対応する必要ある。7-1浮腫、腹水、骨転移の痛みもあり。腹水の改善は難しい。今後、状態悪化する可能性がある。主治医意見書1(3)と5の記載全文からと年齢が若いことから状態が悪化していく。夫は在宅で仕事をしており、多くサービスが使えるほうがよい、要介護2あればベッドを借りられる、と考えたことから判断した。状態が不安定なため見直しが必要と考えたことから有効期間6か月とした。

【近藤委員】

第6合議体の二次判定結果は要介護2、有効月数12か月と判定。重度変更の理由として、骨転移があり、在宅に切り替え、医療のサービスは利用中。起居動作はご自分でできているが、1-10に見守りの手間、2-2の浮腫、腹水による歩きづらさがある。6群で中心静脈栄養、がん性疼痛、栄養状態不良、主治医意見書1(3)にますます衰弱傾向との記載があり、短期間での悪化が見込まれることから判断した。大変な状況の時の手続きの負担を考え有効期間12か月とした。最初は要介護1と要介護2に割れていたが、合議の結果判定した。

【渡辺委員】

第7合議体の二次判定結果は要介護2、有効月数12か月と判定。重度変更の理由として、特記事項1-3、1-7で体調が悪い所が読み取れ、2-2腹水があり両下肢の痛みがあること、麻薬系の痛み止めを使用しており、7-1から腹水があり歩行困難がみられること、がん末で腹膜播種があること、食事も十分とれておらず吐き

気があり中心静脈栄養があること年齢が若いことから半年以内の悪化が見込まれる。主治医意見書1（3）今後ますますADLが低下する可能性が高い事から重度変更と判断した。

また、4（3）閉じこもり、意欲低下の箇所から介護度を一段階あげること、今後、体調が悪化した場合でもベッド、車いすが借りられ、適切なサービスを受けることができると考えた。新規申請であり、今後悪化がみられること、再申請には負担があるため有効期間12か月とした。

【山田委員】

第8合議体の二次判定結果は要介護2、有効月数12か月と判定。

まず、各委員で意見が割れた。調査票と意見書で状態が異なっており、協議した結果、意見書の記載を重視する判定のもとに重度変更した。

変更の理由として、主治医意見書1（2）、1（3）からがん末期で痛みも出てきており、現状としては悪化傾向で、半年後良くなっている可能性は低い。今後の手間を考慮して「状態不安定を選択する」以上に悪化する可能性が高いと考えた。また、介護保険サービス上、医療との組み合わせで、その他の介護ベッド、ヘルパーの回数等医療でカバーできないところも賄えるので要介護2以上が妥当と考えたことから判断した。何らかの変化はあると思うが、出せる最長で有効期間12か月とした。

【浜中委員】

第9合議体の二次判定結果は要介護2、有効月数12か月と判定。

重度変更の理由として、特記事項1－7からふらつきあり体調不良時には杖の使用もある。2－2から腹水・両下肢の痛みがあり歩きづらさがあり、外出時には夫の付き添いがあり、今後移動にさらに手間がかかる。腹水や浮腫・痛みあり6－8からマークはないが麻薬管理の手間もある。中心静脈栄養の管理の手間もある。1（2）、

1（3）の記載から食べられない状態のため全身状態が悪く、今後半年より早く悪化が見込まれるため今後手間が増えると考えたことから判断した。手間を見越して介護度を上げており、申請の手間があるため有効期間12か月とした。

【山本委員】

第10合議体の二次判定結果は要介護2、有効月数12か月と判定。重度変更の理由として、特記事項1-7ふらつきある時の杖使用、1-10夫が見守り、2-2外出時付き添いあり、腹水のため歩き辛く、長く歩くと両下肢痛みがひどくなる、2-3、2-4吐き気のため食べられないのでIVH行っておりかなり悪い状態である。5-6夫の介助があり、主治医意見書1（2）全身状態不良1（3）全身衰弱傾向あり。今後ますますADL低下する可能性が高い。5のがん終末期。腹膜転移でがん性疼痛あり。在宅IVHを行っており、対応が必要である。の記載から、マーク以上の手間が発生しており、今後ますます悪化する可能性があると考えたことから判断した。良くなることは考え難く、その人のタイミングで区分変更をかければよいと考えたことから有効期間12か月とした。

【議長】

発表を受け、各合議体への質問はあるか。

【久米委員】

介護認定審査会に関するアンケート実施結果（資料2）の4）-3では、②原則の有効期間を選択している委員の割合が6割と回答しているが、事例検討の二次判定結果では有効期間12か月の決定が7割を超えている。第1合議体では原則での有効期間を考え判定したが、調査の手間を考え、有効期間12か月と判断した合議体が多く、春日井市としては有効期間を長めに判断するという認識でよいか。

【議長】

アンケートは個人の意見であり、審査判定は合議であるため、ずれがあ

る。県とのずれ等について事務局から意見はあるか。

【事務局】

おっしゃる通り。アンケートは個人の意見であり、審査判定は合議体での話し合いの中での多数決での決定である。

有効期間について、事務局の見解としてこの後報告をする。先に委員からの意見を伺いたい。

【議長】

意見はないか。

【委員】

意見無し。

【議長】

その他の質問はないか。

【山本委員】

二次判定結果が要介護1となった合議体が第2合議体のみであった。どのような話し合いがあったのか、もう少し詳しく伺いたい。

【倉田委員】

3月に行われた、令和5年度春日井市介護認定審査会・適正化事業報告会にて、春日井市は重度変更率が高い傾向にあると認識している。現状での判断を大原則としている。先ほど意見として出ていたIVHの手間については、すでに点数化されている。また、重度変更まで要介護認定等基準時間がまだある。介護の手間を考えても超えないと判断した。

【議長】

春日井市の重度変更率が高いことは県からも指摘を受けている。他の市町村との違いはどうか。県からの指導について事務局から説明をお願いします。

【事務局】

介護認定審査会における審査判定について（資料5）説明

議事 4 その他 連絡事項

【議長】

その他、事務局からあるか。

【事務局】

- ・アンケート質問への回答（資料 6）について説明
- ・オンライン会議参加時の確認事項について
- ・前日の質問の入力について

以上のとおり令和 6 年度春日井市介護認定審査会連絡会議の議事録の経過及びその結果を明確にするために、この議事録要旨を作成し、会長及び職務代理者が署名する。

令和 6 年 9 月 2 日

会 長 松原 史朗

会長から指名した委員 梶田 朋子

別紙 令和6年度春日井市介護認定審査会連絡会議 出欠簿

合議体	分野	委員区分	氏名	出欠
第1合議体	医師	後期	村瀬 孝司	出席
	歯科医師	通年	久米 美帆	出席
	福祉	通年	村井 桂子	出席
	保健	通年	斎藤 史	出席
第2合議体	医師	後期	松原 史朗	出席
	医師	前期	倉田 圭	出席
	保健	通年	梶田 朋子	出席
第3合議体	歯科医師	前期	後藤 俊治	出席
	福祉	通年	荒川 和希	出席
	保健	通年	赤羽 治子	出席
第4合議体	医師	前期	竹村 隆志	出席
	保健	通年	青木 恵美子	出席
第5合議体	歯科医師	後期	片田 琢也	出席
	薬剤師	後期	竹中 佳江	出席
	保健	通年	小田 あつ子	出席
第6合議体	歯科医師	前期	中島 俊朗	欠席
	薬剤師	前期	近藤 慎子	出席
	福祉	前期	小山 亨	欠席
	保健	通年	水野 京子	出席
第7合議体	薬剤師	前期	中嶋 千果子	出席
	福祉	通年	渡辺 裕司	出席
第8合議体	薬剤師	通年	山田 忠寿	出席
	福祉	通年	杉浦 秀明	出席
	保健	通年	吉田 代志美	出席
第9合議体	医師	後期	徳丸 隆彦	出席
	歯科医師	通年	浜中 文夫	出席
	福祉	通年	大野 哲嗣	出席
第10合議体	薬剤師	前期	加藤 幸久	出席
	福祉	通年	野寄 大輔	出席
	保健	通年	山本 真夕	出席